

生類憐み政策と西鶴本

塚 本 学

この稿は、生類憐み政策の検討を主題とし、とくに西鶴本におけるその表現をみようとするものである。一般に耳馴れた生類憐み令ということばでなく、生類憐み政策という題名をかかげた点について、まず記しておきたい。

もともと生類憐み令という単独の幕法が存在するわけではない。「生類あはれみ」ということばをふくんだ幕法は、後にあげるように貞享四年二月令（『武家殿制録』三九四）を初見として、いくつが存在するが、そうしたことばをふくまぬ幕法でも、生類憐みの趣旨を容易にふみとれるものは少なくない。当然注意してみると同じ趣旨に立つ幕法、これと密着した諸施策というのものもあるわけで、この点は早く、栗田元次氏によって、入牢者の処遇改善策に至るまでの注意が払われている⁽¹⁾。栗田氏は「生類憐愍令」とよんでいるが、実態はすでに生類憐愍の政策を問題とされていたのである。大館右喜氏の近業が「生類憐愍政策の展開」と題されるのも、まったく首肯できる。

右はただことばの問題ではない。栗田氏のような仕事が早くにあったにもかかわらず、近年の研究状況では、生類憐み政策にはあまり大きな関心が払われてはいないように思われる⁽²⁾。生類憐み令という理解では、どうも中野犬小屋に端的に表現されるややエキセント

リックな大愛護令が強く意識され、その動機として綱吉個人の嗜好が大きくはたらくと理解される。それは専制君主の気まぐれの所産であって、さればこそ綱吉の死去とともに廃棄された、いわば歴史上の偶発事であるといった印象がつきまとう。果してそうであれば、綱吉そのひとの心理なり病理なりが問題であっても、歴史研究の対象にとりあげるだけの関心をよびおこしにくい。近年の研究者の関心の薄さは、そんな点に一因があらうかと考える。

私見でも、綱吉政権は専制君主政権としての性格を強くもち、したがって綱吉個人の好みも政策に大きく反映した。生類憐み政策もそうにちがいない。けれども、ひとつには、そうであっても、強大な権力のとった政策は、社会にこれへの批判や抵抗をもふくめて、さまざまの影響を及ぼさずにはおかないはずであり、その検討は、十分に歴史研究の対象として魅力あるものである⁽³⁾。そしてまた、仮りに綱吉をまったくの狂人と考えるのであれば、時期をおなじくした数多くの重要な幕令も、それ自体の成立事情についての検討はほとんど意味をなさないことになる。むしろそれが正しいわけではあるまい。生類憐み令として一群の幕法ないし施策を他と区別して孤立させて考えるのではなく、この政権の全施策のなかで、生類憐み政策と判断できる面をとりあげて、それを位置づけることが目標とされるべきであらう。それはまた綱吉政権下に特徴的な政策ではあっても、前代にもその萌芽をもち、後代にも部分的には継承されたも

のではなかったらうか。

「生類憐み令」が、ひろく歴史研究者以外にも知られた事実であり、しかも大愛護令中心にだけ理解されているかのことは、研究史外の問題をも大きくふくむと考える。個人的な人間関係や意外性に興味を抱いて、テレビドラマの歴史ものを愛好する多数のひとつと、歴史研究者との溝は不幸にも決してちいさくない。そのことは歴史教育の場面でも問題にならざるを得ないであろう。生類憐み令としてでなく、生類憐み政策として、一七、八世紀の歴史過程のなかに、綱吉政権の施策の少なくとも主要な一面を位置づける仕事、この点からも強く要請されると考える。生類憐み政策ということばにこだわる理由であり、小稿は、そうした意図にたつての仕事のもりなのである。

西鶴本ということばについても説明が必要である。ここで西鶴本というのは、『定本西鶴全集』⁽⁵⁾ また『西鶴年譜考証』⁽⁶⁾ の判断にしたがえば西鶴の作品の意味である。ただ森銑三氏は、右で西鶴の作品とされたものは、(一)西鶴自体の作品、(二)西鶴関与作品、(三)西鶴となんの関係もないものが西鶴に模して作った模擬西鶴作品の三種をふくむとし、氏の主張によれば、一般に西鶴作品と信ぜられているもののごく多くが、右の(二)にふくまれることになる。私自身、対立する両説について判断を下すだけの力はない。本稿が西鶴そのひとの思想や意識の問題にするのであれば、この点の保留はゆるぎされないことにちがいないが、ここでの主題はあくまで生類憐み政策である。森氏説にしたがっても、(二)に分類された諸作品を、ここでの考察の資料から除外するわけにはいかない。西鶴個人の作品であらうと、なからうと、その刊行期に多くの読者を得、その内容は、読者にとつて、かれらの感ずる当代の社会や思潮とかけ離れたものでな

かったことで資料としての意味をもつ。そして西鶴の生存期ないし没後速くない時期に刊行され、西鶴の門弟の主として作るところで、西鶴そのひとと幾分か製作に関与しているというのが、森氏説の(二)グループなのだから、氏によれば少数の(一)西鶴そのひとの作品との連続性も個人の著作群における連続性とは区別されるにせよ——認めてよいはずである。そして森氏のいう(三)グループ——このなかには『定本西鶴全集』に収録されながらその編者によつても西鶴作品であることを認められなかった『真実伊勢物語』などをふくみ、それは当然本稿の対象から除かれる——『椀久一世の物語』をはじめとする数編は、資料として利用する面が少ないが、利用にあたっては留意しよう。そこで、本稿で、西鶴本とは、西鶴個人の作品と、西鶴そのひとの作品か西鶴門弟ないし交友の作品で西鶴自身も関与した作品かに疑問があるもの、の両者をふくむ意味になる。

そうした西鶴本のなかで生類憐み政策は、どう表現されているか。西鶴本のなかに生類憐み政策への批判がみられるとすれば、それはこの政策に対する反対者層についてのひとつの展望を与えようし、また西鶴本そのものの性格を考察する上でも意味をもつであろう。また全体としての生類憐み政策の展開が、西鶴本の時間的な性格の差に影響を与えていることが認められれば、生類憐み政策の広汎な社会的役割を明らかにすることにもなる。西鶴本の性格——前記の事情から西鶴そのひとの思想や意識というのでなくとも——を考える上での一素材にもなり得るのではなからうか。

二

生類憐み政策の展開期と西鶴本諸作刊行期——可能なら作製期——との関係を考察しておかねばならない。

生類憐み政策は、ふつう貞享二年にはじまり同四年に強化されたとみられ、とくに四年に至つての本格化を重視する見解を定説とみてよいようである。⁽⁹⁾ただ近年この定説の再検討を提議するうごきがある。私の理解では、それは生類憐み政策を孤立して扱うことへの批判に立脚してのものであり、私の意図するところと基本的に一致している。綱吉であれ隆光であれ個人の恣意に発する偶発事とみるなら、その始期は比較的容易に判定できるであらう。個人的な恣意によって強化されたことは認めるにしても、なんらかの社会状況とそれに対応する支配の必要から生じた連続性のある施策の発展とすると、そのいわば萌芽期はかなりさかのぼるであらうし、これと始期との区分は左程容易ではないのである。関連してまた、生類憐み政策を大愛護令にだけひきつけて解するような感覚を離れての検討が必要であるのだから、以下この政策の主要な面のそれぞれについて、近年の提議にもこたえながら、みてゆくことにしたい。

大愛護策がこの政策の重要な一環であったことは否定できない。そして林基氏の提議は犬を殺すことの禁令の初出を寛文六年に求めるところに発している。氏の説がそのままには成立しないことは他で論証したので、ここではその要点だけをくり返したい。犬を殺すことの禁令は、林氏の指摘以外に会津、尾張等諸藩法にも早くにみられ、それらは幕法を継受したものではなく、それぞれの支配の必要に応じたものと認められる。そしてその趣旨は、たとえば鷹鷹用の犬調達の必要と密着した例にみられるように、生類憐み政策の趣旨とは区別されるものであった。『御仕置裁許帳』には寛文一年を初見とする殺犬者処分例があるが、貞享四年三月二一日付の処分例以後の例を比べると、天和二年までの四例がいずれも故意に計画的に犬を殺したものであるに對し、あやまつての犬殺傷処分例で

あつて、天和二年と貞享四年との間で犬愛護策の画期があつたことは否認できない。貞享四年二月、犬毛付帳のことと飼犬失踪時の探索等を命じた連続する二法令（『武家蔵制録』三九三・三九四）を生類憐み政策の本格化とみる見解は生きているのである。ただ、性格に差はあるにせよ、犬を殺すことの禁令がこれよりも速くさかのぼつて、それなりの理由をもって存在したこととの関連は、当然考えられるのであつて、この点では林氏の指摘は生きているであらう。

第二に、生類憐み政策の開始を鷹場制度に關係づけて考察することへの注意を喚起した大館右喜氏の説がある。⁽¹⁰⁾『徳川実紀』に、「日記」および「年録」を出典として、天和二年三月二二日条と十二月五日条にあげられる鷹師の大量減員の記事が注意されねばならない。鷹場をめぐる問題が、幕藩關係においても、また鷹場周辺の村民と支配者との關係においても重要な意味をもつこと、また生類憐み政策全体のなかで鷹場制度の改廃が少なからぬ役割をもつことは、ともに論証を要せぬ事実としてよいであらう。綱吉政権下に鷹場が廃されていく過程の検討が、生類憐み政策の展開期をおさえる上でも必要となるのであり、この検討は後に記す。

第三に、生類憐み政策は、とくに山間部村落においては、野鳥獸対策の規制という面が大きな意味をもつたと考えられる。そして、これは在村鉄砲の取締り策、獵師身分の位置づけ策などと不可分の策であつた。猪・鹿・狼害に對する鉄砲使用規制のひとつ元禄二年六月令（『御当家令』四七一）が、「生類あへれみの志、弥專要に可仕候」の文言を冒頭においているように、これは当時の権力者によつても、生類あわれみ政策の一環と意識されていた。

政策のこの面の展開過程は、私が前に小論を発表したことがあつた。ここではその要点を關係する範圍であげておく。徳川政権の鉄

砲取締り策は、明暦三年から延宝四年にかけての関東盜賊取締令の強化（『御触書寛保集』二七五五・二七五八・二五二一～三）のなかで関東の地において整えられていき、貞享三年四月に至って全国鉄砲改令（『御当家令』四六九）に発展する。ただし鉄砲査検作業の實際の施行は貞享四年一二月諸領主の鉄砲改め請書式（『御触書寛保集』二五二五）が伝達されてからになった。その内容は関東での例を全国にひろげたものと解することができる。

第四に、捨子・捨牛馬の禁とまた行路病者の手当令が、少なからぬ役割をもった。行路病者の手当令につながるものとしては、寛文九年二月に出、天和三年二月に整備された条々中にもふくまれる江戸中辻番心得（『御触書寛保集』二二八一・二二八三）のなかに「江戸中往還之輩於道路類頻出し、又ハ酒に酔行留候節、町送りに仕義、向後堅可為停止」として介抱を命じたものをあげることができる。

多分活字化されていない史料だが、貞享三年四月付御目付中宛覚に、「御堀へ人之儀は不及申、鳥獸之類落候共随分はやく取上可申候」とあるのも、同様な例にあげてよからう。そして同四年正月「惣て人宿又は牛馬宿其外ニも生類類重り候得は、いまた不死内ニ捨候様ニ粗相聞候」として、これを嚴禁し、あわせて「身体かろき者は、はごくみかかね可申候間」左様なばあいは町奉行・御代官・道中奉行・地頭のいずれかへ訴えよとの口上之覚が出された（『御触書寛保集』二二五六）。同年四月、十二月と病馬を捨てた者への処分例を示して、その勵行を敕命している（『御当家令』四八四・四八九・四九〇）ことや、生類憐みは動物愛護令という先入観から「人宿」の語が見落されかねないが、これは奉公人周旋宿での病人等をも意識し、その点で行路病者介抱令とも通じるものと解することができ、そしてまた同年四月「惣て生類人々慈悲之心を本といたし、

あはれミ候儀、肝要事」でむすばれる五か条の覚（『御当家令』四八五）の第一条は、捨子のいたわりを命じた趣旨でありながら、「早速不及届」とするのは、この少し前に「早速の届」を命ぜられたかの理解があつたことを思わせ、元禄三年十月の「捨子致し候事、弥御制禁に候」を主文とする令（『御触書寛保集』二二八三）が、「養育難成わけ有之」ときの届け先を指示するのは、さきの「身体かろき者は、はごくみかかね可申候間」と通じあう。貞享四年正月令が、すでに捨子禁令の趣旨をもふくんでいたと解してよからう。なお行路病者への薬用については、元禄元年十月、改元のこととともに、病牛馬を捨てることの禁とあわせて道中に触れられている（『御当家令』二五五）。その四か月前の入獄者処遇令（同三三八）とともに、生類憐み政策への批判文獻にひかれると軽視されがちな面を示す。

捨子禁令が諸藩で勵行されていったことについては別稿を用意したいが、捨牛馬禁令の役割も大きい。おそらく農村では、放れ馬の処置などもふくめて、犬愛護令よりも捨馬禁令の方が、生類憐み政策の具体的な内容をなしたのであろう。

以上の四つの面は、生類憐み政策の展開が直接及ぼした効果ないし反響の大きさを考えて、あげてみたものである。だが以上でこの政策がつくされるものではない。他にもいくつか無視すべきでないことがあるのも事実である。だがもっと重要なのは、この政策が全体として、直接あらわれる効果よりも、むしろ人間精神の変革を意図したことである。たとえば貞享四年七月、無主の犬に食事を与えぬ例を咎めた令（『御当家令』四八六）で、犬愛護令の型式的進犯をきらつての行為を不心得とし、「生類あはれみの志を肝要に仕、諸事かたつまらざる様に心得可申候」とする。政策は「志」を問題

とするのである。それは広く公布された法令以外でいちじるしい。元禄五年八月二〇日、老中・若年寄への書付では、やむをえぬ殺生まで「すぎと停止」せよとはいわない、反面、「座敷の内などの人障り可申虫」も「成たけは損し不申様に」、「損候を憐む心」を尊重する。「畢竟、仁への本心に候所に、年来風俗不仁に有之故、慈悲を専にして生類の憐真実に至候は、自然に仁愛惻隱の心広く人に及び」かくて「天下の風俗因茲改り候様にと被思召候」といふ。類例は他にも多い。「畢竟人々心すなほに仁愛に罷成候様に被思召候」というのが、ただのうたい文句で、別な実効をねらったのだと解すべきではあるまい。人間の精神をも支配しようとするところにこそ、専制君主の性格が強く表現されているのである。

政策が、いわば結果よりも動機を重視する道徳観に立脚したとすると、その及ぼす範囲は、たいへんつかみにくいことになるのだが、それは研究者の問題である以前に、精神をとらえようとする権力者の問題であったといえよう。実際にとらえるのは、やはりかたみにあらわれたものになる。綱吉の好学—学問奨励といったこともむろんこの面と結びつくが、専制君主が、人間の精神領域に大きくその権力を行使するのにもっとふさわしいやり方は、かれの道徳と対立する習俗・生き方への仮借ない断崖であり、とくにこの面での日常生活領域への介入であろう。生類憐み政策のこうした性格は、たとえば慶長二〇年の武家諸法度（『御触書寛保集成一』）で「文武弓馬之道専可相嗜事」につづけて「可制群飲佚遊事」の条をあげる姿勢の発展とみることもできる。むろん大名格のものを対象としたこれに対し、広く全国人民を相手という発展があるのである。かぶき者とよばれる独自の習俗に結集したひとびとへの断崖は、一七世紀を通じて強化され、綱吉政権下、貞享三年九月の大小神祇組処

分（『徳川実紀』）で一段落をつけるとみてよからうか。貞享元年三月以降の服忌令は、そうした習俗に対して、政権掌握者側からの習俗秩序を定めたものであった。そして、「生類あはれみの志」を強調する命令は、右の過程に継起して頒発する。ここでも、貞享四年を画期とみてよいかにもえる。そしてこの面での幕法の具体化としては、元禄九年の飲酒取締り令（『御触書寛保集成一四五』）が、飢饉対策としての酒造制限令の展開過程ともからみあって存在する。左義長・正月の水あびせの規制などもこの面で解釈できる性格をもち、反面たとえば元禄八年の質地取扱規程が当事者相対原則を強くとつたのは、そうした取引慣習が、権力者の道徳観の埒外にあるものだったからでもあらう。

以上五つの面にかけてみたところ、生類憐み政策は、ある日突如出現するものではなく、これにつながる政策が古くに存することはたしかであるが、それを視野に入れても、貞享四年に本格化するという定説は、ほぼ動かない。ただ保留した鷹場の問題を検討する課題がのこっている。『吏徴』は、享保元年九月に再置された御鳥見役について、寛永二〇年九月始置後元禄九年十月六日廃とし、廃止の時期に天和三年三月二一日説また貞享三年十月五日説という二つの異説があることを記している。この内もっとも古い天和三年は天和二年のあやまりであらう。『徳川実紀』は右を天和二年に訂正すると、それぞれ該当の日に、鷹師の減員、手鷹師・鳥見の配転また元禄九年にあって鳥見職廃止の記事をかかげている。典拠はすべて日記である。『寛政重修諸家譜』のなかから鷹関係の職掌にあった人物の経歴を検すると、天和二年三月二一日に他に転じたものはごく多く、「御鷹の事を廃せらるゝにより」また「御鷹の事を減せらるゝにより」を理由にかかげたものもある。「御鷹の事を廃」が誤

伝であることは、配転を貞享また元禄にかける伝もあることだけでなく、他の史料に徴しても明らかであるが、このとき鷹岡係役人の大量減員があったことはたしかである。

綱吉政権成立後早い時期にそうした措置がとられていることは、家網政権期にたくに鷹場縮少策があることを知らないだけに、生類憐み政策の始期を考える上でかなり重要である。そして貞享四年、ふつう生類憐み令と目される幕令がさかんに出た年前後では、三年十月の手鷹師等の減と、五年六―七月の鷹を放つこと(典拠「湯原日記」)とが、『徳川実紀』に伝えられる。前者の削減人員は天和二年より小規模であり、後者も鷹場制の縮少策ではあっても廃止とは思えない。もっと大きな変化は、元禄六年以降になる。『徳川実紀』はその九月十日および同十二日条に、「鷹使ふこと」「鷹の餌指」を「廃せらるるにより」鷹匠町・餌指町の改称の記事と、また「鷹坊の鷹ごとごとく新島へ放しめらるる」ことを記す。出典は「日記」であるが、加賀・尾張等諸藩の史料中にも裏付けを見出せる。尾張藩では英鷹献上のため江戸にむかった藩の鷹師がこの報をきいて箱根から引返したといひ、加賀藩では、三卿の鷹場上知の報をきいて同藩もこれにならつたとする。しかも鷹場制の全廃が即座に実現したのではなく、たとえば同七年九月にも「御取飼之場へ御鷹出し節」についての請書が徴され、『徳川実紀』は京都への「鷹の鶴」進献のことを記している。同九年十月の鳥見廃止令(『御当家令条』五二六)が、鷹場制の全面廃止の実現を示すであろう。大名家から將軍家への英鷹進献、將軍家から宮中への鷹の鶴などの進献という一種の礼―当代の秩序にも密着した鷹場制は、早くから手がつけれながら、その廃止には年月を要したのである。反面、元禄六年以後の右の例は、この期に生類憐み政策が一段と強化された

ことを示す。そして、この期の鷹岡係役人の配転先が大小屋役人であるものが少なくないことに端的に表現されるのだが、戊の年の元禄七年を中心に、この数年生類憐み政策の強化は、とくに大愛護令の面でも認めることができる。たとえば今より町中で鞠商売を禁止し、とくに犬の皮使用を厳禁した元禄七年七月令(『御当家令条』四四〇)は、逆に以前には、犬の皮利用製品の規制がおそらく存しなかったことを示すであろう。それはまた大愛護令の面だけではない。酒造制限令と別に飲酒の制限を命じた元禄九年八月令(前掲)、また「酒給候儀上ニ御嫌」というのを根拠にして同じ趣旨を命じて、専制君主の個人生活の内面への干渉を見事に打出した同年八月令の類が、またこの期に目につくのである。

総括して生類憐み政策は、綱吉政権下に突如出現したとばかりはいえず、一七世紀を通じる幕政の展開をうけた面がある。とはいえ鷹師減員にみるように綱吉政権下早くに発展していった政策であり、そしてその本格化は、通説通り貞享四年ととつてよいが、元禄六、七年からの一段の強化もまた軽視すべきではない(補説参照)。

西鶴本における生類憐み政策の表現は、右の判断をふまえて考察されねばならない。生類憐み政策のいわば萌芽期(貞享三年以前)本格化以後(貞享四年以後)強化期(元禄六、七年以後)の三期に對して、『好色一代男』『好色五人女』などの諸作品は第一期に入り、一方西鶴遺作と伝えられる数点を除くと、第三期に入る西鶴本は存在しない。そして一応第二期に入るものは、『武道伝来記』『日本永代蔵』『武家義理物語』『世間胸算用』などの著名な作品が多いが、貞享四、五年という微妙な時期にかなり集中している。生類憐み政策との関係でどこに線をひくべきかは、内容にも即して検討されねばならない。そしてこの政策が格段に強化されたとき

は、西鶴没以後で、強化後の政策の反映ないしそれへの批判を見ることは、まず無理なのである。

〔補説〕

生類憐み政策、むしろここでは生類憐み令を、もっとも限定してとれば、綱吉没後に廃棄されたものということになり、その範圍は『御触書寛保集成』にことさら採録されていないものとなって、比較的線を引きやすい。貞享二年の御成先犬猫繫索無用令、馬の筋のべ禁令から同四年正月の人宿・牛馬宿での病者を捨てる禁令までは、いずれもその『集成』に入り（七九二、二九〇二、二二五六、四年二月の犬毛付、飼犬捜索令（武家敵制録）三九三・三九四）は入らない。だが以後の生類憐み政策とされるもののなかにも『集成』に入るものはいくつかある（たとえば一六四、二二五以下、二八一三等）。綱吉政権の政策に対する不満の空気をうけた後継政権は、生類憐み政策をとくに不満の強い犬愛護令關係に限定して解しようとしたのであり、その解釈が近年の「生類憐み令」観にも及ぼしている束縛から脱出することをねがうのだから、ここではその立場をとらない。

生類憐み政策の始期に関しては、なおいくつかの個別法令の発令期の異説検討が必要である。氣付いた重要なものを左に記す。

人宿・牛馬宿の病者を捨てる禁令は、『御触書寛保集成』『御当家令条』『正宝事録』また未刊本の内閣文庫蔵『被仰出留』がいずれも貞享四年正月付であげてそれ以前にみえず、ここでもこれにしたがう。『近世農政史料集』に、『武家敵制録』を典拠としながら、天和二年正月にかけけるのは編者の誤解で、あるいは『徳川禁令考』の説にひかれたものかと考える。『徳川禁令考』説は後年の誤解によるものであろう。

車が大を損じないようにとの注意等を指示し「生類あはれみの志」を説いた貞享四年七月令（『御当家令条』四八六）は、『正宝事録』でもおなじ年月のもので、ここでもそれによったが、『正宝事録』はなお前年の同月日付にも同文が採録される。同時史料として尊重されるべき記録ではある

が、月日もおなじく、あとがきもほぼ同文である点から、一点の法令がややまって二回に記されたと解される。『御当家令条』や前後の幕令との關係から、貞享三年の方が誤記にちがいない。

『会津藩家世実紀』が延宝八年八月一日条に「馬之筋延緒之儀御停止之旨公儀より被仰出」とするのは、『徳川夷紀』でも同年閏八月この月条にみえ、貞享二年九月の同題旨令（『御当家令条』四七五）が「先年より御停止」とするのにあたるであろう。『会津藩家世実紀』からその初出を確認しても本稿の論旨にはひびかないのだが、同書が元禄一〇年五月七日条に「生類ニ不手指様従公儀被仰出候通可相守旨改而被仰出」として「天和三年三月従公儀被仰出候通」とすること、宝永六年正月二〇日条にも「天和三年常憲院様御世、生類憐之儀被仰出」とすること、また貞享元年六月七日条には、会津藩からの渠鷹献上を「今程生類憐之事被仰出候節ニ付御入用無之由、御老中様御断ニ候間、此以来被相止之」とすることの三点は重大である。同書でも天和三年三月条には格別の記事がない。天和二年三月の鷹師大置減員が後年からみて生類憐み令の開始と判断され、貞享元年の件もこれに伴う措置にすぎないのか。あるいは未知の法令があるのか。しばらく疑問としておきたい。

三

生類憐み政策の展開を五つの側面に分けてみたのだが、やや別種の区分になる「志」を問題にした点を、さしあたり除外して考える。直接の効果として、犬愛護、鷹場縮小・廃止、鉄砲取締り・野鳥獸駆除の制限、捨子・捨牛馬の取締りの四面が西鶴本に、どんな影を及ぼしているか。このうち捨子の問題は、「志」を問題にするなかで考えることにしてあとにまわすが、端的にいうと、こうした直接の効果を表面に示す面において、西鶴本は素材に乏しい。四つの面のうち、捨子問題を別にすると、犬愛護以外の三面は、

いずれも農山村においてきびしい役割をもったものにちがいない。農村をえがくことがなかったとはいえないにせよ、西鶴本の中心世界は、あくまでも町方の世界であったのだから、そうした三面に閃したような記事が、西鶴本にほとんど見出せないのは当然といえるだろう。だが、西鶴本に先行する別の文芸ジャンルを思いあわせると、問題は私の「ないものねだり」というだけですませるわけにはいかない。『浮世物語』には、たとえば「雁鴨の稲を喰ふ難義の事」の一話があつて、「いかに雁様、お立ちなされて給はれ。さやうに稲を上りては、我等は水牢に入れらるゝ歎、妻子を活却いたすに」という百姓の声が記されている。そうした世界が西鶴本にはみられないことの意味は、やはり留意しておくべきであり、『浮世物語』ひいては仮名草子類がもっていた社会批判の目が、次の時期にひきつがれなかったことをふくめて西鶴本の局限性を指摘した松田修氏の見解が説得力をもつ。

犬についての西鶴本の記事は、全体としては左程多くない。そして脇役ないし点景として登場する犬の頻度は特徴的である。

好色一代男 天和二年上梓

。跡より竹杖を引ずるはとがめる犬の為ぞかし。(三一六〇)

。犬にさんたさせてあそぼる。(六一六)

。車屋の黒犬にとがめられて(七一五)

諸艶大鑑 貞享元年上梓

。(揵子を) 犬も不思議に喰残してありける(一一一)

。犬も見しりてとがめぬ程になりて(四一三)

。犬さへ我をかなしみ、宵より友にぬれて(六一二)

。寝覚めをおどろき門に立出見れば、彼里の犬也(六一二)

諸国咄 貞享二年上梓

。用心の犬まで何疋か：焼飯拵へ先づ犬どもに近寄り…(三十七)

好色五人女 貞享三年上梓

。四辻の犬さへ夢を見し時(二二二)

。跡は七十に余りし庫裏姥ひとり、十二三なる新発意老人赤犬ばかり(四二二)

好色一代女 貞享三年上梓

。笹の編戸に犬のくぶり道のあらけなく(一)

。しのびぢにはあらねど犬にとがめられて(六)

本朝二十不孝 貞享四年正月刊

。舌喰切て骸は山犬の物(これは狼か)(一一二)

。男は犬を釣をればおのれは髪油を売(一一三)

。表屋は昔とあれ野犬のふしどとなりぬ(三二一)

男色大鑑 貞享四年正月上梓

。とがめる犬に焼食をあたへ(一一一)

。よもや侍にてはあるまじ、野等犬のうまれ替りぞかしと(二二二)

。(薬屋の子) 小脇に手飼のちんをいだき(二四四)

。(隠棲の老人) 其外にはまだらの陳一疋もてあそび(四一四)

。菟角は今の世間に野等犬の子と金銀のたくさんなる故に万事奢りて物をつかひ侍る(五一二)

。四竹と云事を初て手拍子犬うつ童子迄世に是を時花かし(五十三)

三

武道伝来記 貞享四年四月上梓

。(侍が夜ばなしをしていると、こたつが動きだす、怪獣と思ひ仕留めて得意になったが突は)「日比手飼の犬也」「向後人の首捕刀を止て犬を切には…」(五一四)

。乗物の中より利根なる豕(狛)かけ出けるを見れば……あの犬は

敵新四郎が日比秘蔵せしに少しもたがはず(六一二)
 。里の境垣に輪穴かけて犬を釣て是を売(八一三)
 日本永代蔵 貞享五年正月上梓

。弁慶が死けると悔むを聞ば特牛程なる黒犬(黒焼にして売る) (二
 一三)

。……犬釣……人外なる手業(四一四)

以上、引用を小部分にとどめたため、はなしの場面はこれではわからないものが多いが、実は場面は大して意味がないものもふくめ、以上の諸作には、点景的にでも、犬がかなり登場する。飼犬も野犬もあり、当時の犬の風物を見るに足りる。ほかに、ことわざのような利用法は略した。また俳諧の面では、寛文一三年『生玉万句』に「狗や嵐に身の毛たてぬらん」をはじめ、連衆の句をふくめ犬の句はしばしば見出せる。

貞享五年二月上梓の『武家義理物語』には、その四の二、「せめては振袖着て成とも」で、閉門の士に食料を送った念友の使いという咄のなかでの重要不可欠な役割、それもいい役割を犬が演じている。だが、ほかには出ない。そして以下森氏のいう模倣西鶴作品もふくめると『好色盛衰記』(貞享五年)、『色里三所世帯』(貞享五年六月)、『新可笑記』(元禄元年=貞享五年十一月)、『一目玉鉢』(元禄二年)、『本朝桜陰比事』(元禄二年)、『嵐無常物語』(元禄四年)、『浮世栄花一代男』(元禄六年)、『西鶴置土産』(元禄六年)、『西鶴織留』(元禄七年)、『西鶴俗つれづれ』(元禄八年)、『万の文反古』(元禄九年)、『西鶴名残の友』(元禄十二年)のそれぞれ、点景としても犬は登場しない。この時期では『世間胸算用』(元禄五年)に、下駄をくべる老婆が「我が一代は一足にて痔を明けんと思ひしに、惜しや片足は野良犬奴に喰はへられ」(一一四)とあるのを、唯一の例外

とするかにも見える。そしてもうひとつ例外をあげれば元禄三年十月跋の『俳諧特牛』で「子供が犬をかみ合せるにも黒が勝、白が勝と云」とのたとえを引いているのが、無視できない。

『武道伝来記』(五一四)(六一二)、『日本永代蔵』(二一三)また『武家義理物語』の例のほかは、犬が登場するかどうかは作品の内容からいうと偶然のものが多いだろう。だがそれだけにかえて、例外もあるとはいえ、ある時期以後の西鶴本に、犬の登場がほとんど姿を消すのは、作者(ないし作者群)が、犬をえがくのを抑制したためとみる事ができないだろうか。『新可笑記』(三一三、五一二)、『本朝桜陰比事』(二一一、三一一)、『世間胸算用』(四一一)、『浮世栄花一代男』(二一一)、『西鶴置土産』(二一三)、『西鶴織留』(一一二)、『西鶴俗つれづれ』(五一二)、『西鶴名残の友』(五一二)と、猫の方はふんだんに、また偶然的にも登場することを傍証にあげる。

とくに注意をひくのは、『本朝二十不孝』(一一三)、『武道伝来記』(八一三)、『日本永代蔵』(四一四)にみえる犬釣のことである。三者とも生計に苦しむものの賤業としてえがかれ、『日本永代蔵』では「工で置捨の質物・万の似物・語り合て取銀の付女房をよび・寺々の祠堂銀をかり集め分散にて済し・博奕中間・山売・人參のつき付・筒もたせ・犬釣・乳呑子を養てはし殺し・川流れの髪の落取など」と列挙されて「人外なる手業」とされている。けれど犬釣をふくむこころした行為をほんとに忌み嫌っていたかどうかは疑問である。これに類する詐偽的行為で富をきづいた男、たとえは黒犬の死体をもらいうけてこれを焼き、狼の肉と称して売った男の話は「才覚を笠に着る大黒」である。『本朝二十不孝』『武家義理物語』の二例も、読者には、こんなにしてまで生きていく力という

のを感じさせる題材ではなかったか。そして、こうした犬釣りー犬殺しは、生類憐み令の本格化に先立っても、しばしば処罰の対象になったものであり、むしろ生類憐み政策の本格化以後はきびしく取締られた行為であった。三作品が、これをはなしのなかにつかうのは、禁じられてはいるが現に存在するという時期、江戸の町では貞享四年二月に触れられた前記の二令（『武家厳制録』三九三、三九四）以前の状況を反映するであろう。『日本永代蔵』の刊年は、やや下りすぎるが、同書がすでに貞享三年中には成稿して一部人士間に写本として行われていたとみえる資料もあるとのことであり、犬の登場例から、これを生類憐み政策本格化前の作品とみなすのは無理ではないと考える。

以上の考察の仕方には重大な反論が予想できる。西鶴本は筋書の本領とする作品ではなく、脇役むしろ小道具としての犬の登場例は、偶然的なものではないという反論である。たしかに俳諧の世界と通じあって西鶴本の面白さは、小道具の適確な使用によるところが多いと私も思う。事実前記の挙例中、生類憐み政策本格化以前に登場する例も、そのほとんど全部が、たとえば犬を猫におきかえたり、この場面を他にかえてみたりしたらぶちこわしになるであろう。犬の登場例が西鶴本のなかで決して偶然的でないとなると、その登場例の多少は、作品そのものに理由するわけで、私の考えは成立しないかにも見えるのである。

この点、私の考えは、こうである。生類憐み政策の本格化以前の犬の登場例は、筋書の上で決定的でなくとも、作品を成立させる上で必要な道具立てであったことは、その多くについて認める。だが政策の本格化以後にあっても、犬を適確な小道具として用いることは可能・有効であったのに、それがなされなかったのは、世間の習

俗・風潮の反映という点もふくめ、政策の結果としての犬登場例の抑制であった。どの場面に作品中に犬を登場させたら有効であったかというところまで考えるのは、無理なはなしであるが、ひとつ例をあげる。元禄二年正月初版の『本朝桜陰比事』(二一)、半弓で殺人を犯した男のはなし。この男「近年弓のけいこを仕り、当り細かに混成、狐猫などを討留候事たびたびにて」そこから人を射てみたくなったという。狐猫などを射殺すこと自体、版行当時に罪せらるべきことであつたらうが、ここに犬が登場しないのは、やはり犬にとくにきびしかった政策の反映をみるべきであろう。それは犬釣りを話題に加えた作品群とくらべてはつきりしたがちなのである。

以上、犬の登場例から西鶴本を分けると、『日本永代蔵』までと、『武家義理物語』以後とが、生類憐み政策本格化以前、以後にあたるとみた。それだけのことだが、これだけでも先行西鶴論のある部分とは反する主張を内包している。

高尾一彦氏は『武道伝来記』(五十四)の前引の例を、「生類憐み令という暴政をバックにおいてみると」「強烈な政治諷刺」と評価する。氏は貞享三年七月に「生類憐み令が再度発令されている」とみるのを前提とするのだが、これは『正宝事録』の記事を典拠とするであろう。その成立し難いことは前節補註に記した。『武道伝来記』のはなし自体は、西鶴本のなかに政治批判があるはずだとする眼でさがし出せばそうもとれるという程度のものである。高尾氏はまた、『男色大鑑』(五二)の前記所引部を生類憐み令に関連した露骨な諷刺と指摘する庵峻康隆氏の説を、「かれこれ関連するもの」とあげている。これも時間的關係から成立せず、内容的にもとくにそう見る要がないものであろう。

惣じて西鶴本は、近代・戦前期の日本で、権力者に好まれぬ文芸であった。そしてそのような権力者が後退し、伏字なしの西鶴本が広く世に出た時期は、文芸をその社会的背景との関連でみようとすると空気が強まり、また権力者に対する批判・抵抗の資料を求める動きが高まった時期であった。この事情は、西鶴本についての見方の歪みをもたらしたのではなからうか。高尾氏が、『武道伝来記』に「仇討の無意味さを言外に暴露する意図」をよみとるのは、たとえば氏が『好色一代男』での世之介について、「唐犬権兵衛の食客として狭義の無頼の輩として描いているのは、西鶴がこの主人公にあまり愛情をもっていない証拠と考え¹⁴⁵」るとする姿勢とも通じる無理さを感じる。作者の意図、当時の読者の受けとり方を理解するのに、現在の研究者のよみ方次第で大いにずれができるという厄介な問題が関係するわけだが、私には、氏の右のような主張は、たとえば『源氏物語』を、好色を慎しむべきことを教えた本と解するのに、ほとんど類するようにさえ思えるのである。

四

人民の精神改造を意図した政策は、西鶴本にどう反映しているか。文芸はこの点好個の史料であるかにも見えるが、反面筆者の文芸理解度に大きくかわり、独りよがりの判断が生じやすい場面である。避けたい気持ちをふり切って、いっそ大胆に私見を提示してみよう¹⁴⁶。

生類憐み政策本格化以前の西鶴本——というよりこれは誰も異存なしの西鶴作品『好色一代男』からみよう。主人公世之介十五才のとき、後家にいいよられ「つのはお中おおかしく成、程なく生れけるを」六角堂に捨子とした。(二一一)。「諸艶大鑑」(好色一代男)の

主人公は、この捨子——ときは慶安四年秋とされる——が「犬も不思議に喰残して」成長したものと設定される。

捨子の運命が多く野犬の餌食であり、また捨子そのものが少なかつたことが、この背景にあり、それはまた生類憐み政策に先行する時代の条件でもあったらう。西鶴本には、このほかにも捨子の記事は散見する。『諸艶大鑑』(七一三)『本朝二十不孝』(四一三)『男色大鑑』(二一一)『武道伝来記』(四一二)と、いずれもこれまた生類憐み政策本格化以前の諸本中であり、以後のものでは、強いてあげればただ一例『西鶴織留』(世濃人心)(六一二)。それは「うたてや其子を我じゃとおもふて捨て給るなと息引取まで申せし」妻女のことばをうけて、子育てをする男、つまり捨子否定の例である。ここにも、政策の西鶴本への反映を認めることができる。

ところで世之介のばあい、かれが子を捨てたのは、作品の設定上必然の行為であった。『好色一代男』全体のなかで、捨子のはなし自体はこの一例だけであるが、「生涯を現世的享楽の追求に捧げ」¹⁴⁷「一生定まる妻なく後嗣とすべき子もない男」「生涯を歓楽と放浪の中に過し¹⁴⁸」という主人公の性格を変えれば、この作品がまったく成立しないことは明らかである。そしてそのような生き方にとって、子育てはおよそ両立しえない。私の倫理感覚はむしろ捨子を悪とみる、しかし私は『好色一代男』をやはり面白いと思う、その面白さは平気で子を捨てる男の生き方によるところ大きいのである。当時の読者においても、この点似た事情にあったであろう。捨子を悪とする感覚は、おそらく今日より稀薄であったにはちがいないからうが、そこに罪悪感がなかったとは思えない。そして『好色一代男』が世人をひきつけたのは、捨子をふくむそうした罪悪感を離れた奔放な生き方によった。私はそのように考える。そして、西鶴本

この種の魅力は、後年の西鶴本のもつ魅力とは大いに異なると考
える。

世之介が子供を捨てなかつたら、『好色一代男』は成立しない。
しかし子供を捨てない男のくらしも、それなりに魅力をもつ文学に
形象されることを、西鶴本自体が示す。たとえ『西鶴織留』（世
濃人心）（六一）の、妻を失ない男手一人で子を育てる場景であ
る。また『西鶴置土産』（一一）「人には棒振虫同前に思はれ」
ながら、昔はぜいをつくした大尽が、ぼうふら売りをやって女房子
供を養ない、意気地を失なわないというはなしである。

例外はあるにせよ、西鶴本の面白さは、前期にあつては、世之介
風の生き方、後期にあつては、右のような男の生き方が、読者に訴
えかけるものにあつたのではないか。そしてその前期・後期の境い
は、まさに生類憐み政策の本格化によつたのではないか。それが私
の提言である。

境い目の時期に近く、やや相似た世界をえがいた二作品の対比を
二組あげること、この仮説的提言をたしかめよう。

一組は、『武道伝来記』と『武家義理物語』である。両者の刊行
期は一年もちがわないが、この間に生類憐み政策の本格化が作品に
及ぶと考えた。両書の内容に、右に類する差が認められるか。

『武道伝来記』は凄絶な殺しあいと自害に満ち満ちた物語集であ
る。全部で三二の話のほとんど全部で、登場人物の大部分が殺さ
れ、または自殺する。その殺しのはほとんどは、いうならば私闘であ
る。現代人からみると、なんと些細なことで命を落すか、という感
もある。だが、そこから、そうした武士の愚劣な死を嘲笑・諷刺し
た作とするのは正しくないと考える。私自身、殺人・自殺を悪とす
る倫理感をもつ反面、憎悪感を表出することを抑制された現代人と

して、一種の羨望を、この世界に感じもすることを告白する。それ
は、世之介の世界の魅力とも通じるものであり、当時の西鶴本の読
者をとらえたのも、まさにその点にあつたのではないか。私の理解
するところでは、西鶴とくに世之介にかぶき者の精神を見出した松
田修氏の見解は、『男色大鑑』や『武道伝来記』まではある程度通
用するかにみえるのである。

『武家義理物語』は『男色大鑑』『武道伝来記』の二作の否定か
ら出発し、「時の喧嘩口論、自分の事に一命を捨るは、まことある
武の道にはあらず」とする立場に立つものであつた。その三二五、
「家中に隠れなき蛇嫌ひ」の武士が嘲弄されても刃傷に及ぶことな
く、のちに「蛇幾かぎりもなく」という島に隠棲したはなしと、
『武道伝来記』三三三、舟中大蛇に出あつた際の臆病の噂から、そ
の息子や念比の弟ぶんをふくむ決闘殺人に展開するはなしとは対照
的である。その対照性は、「人には棒振虫同前に思はれ」て生きる
男と世之介とのそれに類しよう。奔放な生、捨子をなんとも思わぬ
生は、また「自分の事に一命を捨る」生に通じるのである。捨子を
禁じ、「生類憐みの志」を説いた政策は、私闘の風の根絶を目ざす
のと相通するのである。

もうひとつ、『日本永代蔵』と『世間胸算用』との対比が可能で
あろう。どちらにも金銭をめぐる狡智が、読者には共感をおぼえさ
せる手法で、えがき出される。しかし狡智の性格は、前者の豪放、
後者のみみちささないし可憐さという対照性を示すといえよう。
「遠國へ商につかひぬる手代は律義なる者はよろしからず。何事も
もうちばにかまへて人の跡につきて利を得る事かたし。又大氣にし
て主人に損かけぬる程の者は、よき商売をもして取過しの引負をも
理る事はやし」（『日本永代蔵』二一五）。また、「仕付たる事を止ま

じき物ぞ」との発言は、愚痴としてあらわれ、この発言者が「佗言たごんの手便はあらずや、姨様もないか、何とぞ下り給はぬがよい物をと」忠告するのに、江戸に「男の働べき所」を見出して才覚によって利を得た男がある(同二三)。例外はあるにせよ、これが『日本永代蔵』の基調であろう。これに対して「しれた事がよし」(四一四)を説き、「手まはしのかしこき子共」より、手習に精を出す子供が分限になるはなし、「惣して親より仕つゝきたる家職の外に商売を替て仕つゝきたるは稀也」(五一)とするのが、『世間胸算用』の基調であろう。ここでも、『日本永代蔵』には、世之介に通じあう爽快奔放な生を、そして『世間胸算用』には近代の私小説に通じるような哀愁をみる事ができよう。

西鶴そのひとが老年の境地に入っていたのか、西鶴のエビゴーンが西鶴の豪快な転合をうけつぎえなかつたのかは、私の知るところではない。私にとっては、どちらでもよい。ただ一連の西鶴本で、真享末、元禄初年に、基調の変化があった。それは野蛮で豪快で奔放なものから、秩序立った、こまやかな、そしてしみつたれた可憐な世界への変化であった。そのことがまた、生類憐み政策が全体として日本社会にもたらしたものではなかつたか。それは一連の西鶴本にも反映をみせるほどの力を及ぼしたものでなかつたか。これが、この小稿の結論にかわる私の一応の見通しである。

註

- (1) 栗田元次「犬公方論—生類憐愍令の研究」(『中央史壇』一一一—三一九二〇)。その要点は同『江戸時代上』(内外書籍・一九二七)第四一章第六節にも再説される。
- (2) 大館右喜「生類憐愍政策の展開」(『所沢市史研究』第三号・一九七

九)。同「生類憐愍政策の波及」(『埼玉県立豊岡高校紀要十一』一九七九)は、この要約に近い。なお右の二文獻は、森安彦・飯島千秋両氏の御好意で閲読できた。感謝する。

- (3) 三上参次『江戸時代史上巻』(富山房・一九四三)は今世紀初め頃の講義録のことであるが、その第十章と第十一章を区分するのは生類憐の令を著例とする弊政の開始であり、第十一章第一節全体が「生類憐の令と其の影響」にあてられる。栗田「江戸時代上」では、第四章文治政治の展開第六節教化の尊重の一項に位置づけられる。大石慎三郎「元禄時代」(岩波・一九七〇)は、二百頁余のうち「生類憐みの令」は二頁余で「綱吉後期の政治」の章、「柳沢吉保」の節にふれられるにとどまる。尾藤正英「元禄時代」(小学館・一九七五)も、全体のなかでの「生類憐みの令」への言及部の率はこれに近い。今世紀前半に比べて史家の関心は後退しているといえよう。「生類あわれみ令」ないしこれに大きく関係させて綱吉への研究の乏しさを指摘したものに藤井讓治「元禄宝永期の幕令」(『論集近世史研究』京大近世史研究会・一九七六)註29。D・H・シャイヴリ「徳川綱吉—元禄將軍」(『日本の歴史と個性上』ミネルヴァ・一九七三)等がある。

- (4) 早く三上掲書も「かかる唐政時に何故百姓等は黙して無事なりしか」という問題関心を示しているが、林基「享保と寛政」(文英堂・一九七一)は、「宝永政変」の一章において生類憐みの令への抵抗の動きをえがき出し、また同「松波勘十郎搜索3」(『茨城県史研究』31号・茨城県・一九七五)では、「生類憐み令」についてのやや奇矯な印象が反対派の批判文獻に由来する面もあるかの点を示唆している。また大館前掲論文は、この令による農民経営の解体を別出してみせる。

- (5) 頼原退蔵・陣陵康隆・野間光辰編『定本西鶴全集』(中央公論社・一九五〇—一九七〇)
- (6) 野間光辰『西鶴年譜考証』(中央公論社・一九五二)
- (7) 森銃三『西鶴と西鶴本』(『森銃三著作集第十卷』中央公論社・一九

- (七二) 原発表は一九五五年。なお同『井原西鶴』(吉川弘文館・一九五八)にも同趣旨の記述がある。
- (八) にも同趣旨の記述がある。
- (8) 後掲高尾一彦氏らの見解註がある。
- (9) 註(3)所掲の三上・栗田・尾藤・シャイヴリ諸氏説はすべてそう解し得る。
- (10) 林基「松波勘十郎捜索3」前掲
- (11) 塚本「犬をめぐる政治——七世紀を中心に」(『月刊百科』二〇五、平凡社・一九七九)
- (12) 註(2)におなじ
- (13) 塚本「綱吉政権の鉄砲改めについて」(『研究紀要』昭和四八年度・徳川林政史研究所・一九七四)。また一部これと重なるが同「綱吉政権の鉄砲改めと村落」(『名古屋大学日本史論集下巻』吉川弘文館・一九七五)
- (14) 内閣文庫蔵『被仰出留』巻二(請求番号15/180)
- (15) 一五—六世紀京都貴族家では重病の下女や妾を戸外に捨てて風習があったことを、原勝郎「東山時代における一縷紳の生活」(『現代日本思想大系27・歴史の思想』筑摩書房・一九六五)原発表は一九一七)が明らかにしており、元文三年大村市北東に建てられた靈魂塚は、痘瘡患者を山中に置去りにした隔離法に由来するという(立川昭二『近世病草子』平凡社・一九七九)。こうした例をここで想起すべきであろうし、このような点を通じて生類憐み政策と服忌令との関係も注意されてよいであろう。
- (16) たとえば古くからよく利用されてきた『御当代記』(『戸田茂睡全集』国書刊行会・一九一五)また新井白石『折たく柴の記』(岩波文庫等)。
- (17) たとえば横山篤美解説『福州城元禄大庄屋日記』(慶友社・一九七四)では、馬の道中での病傷、その死亡の記事がごく多く、犬についての記事はほとんどない。松本領組手代(大庄屋)は、馬の病傷時の措置にこ

- く多忙であったことをよみとれる。
- (18) 前掲『被仰出留』巻三。
- (19) 内閣文庫蔵『仰出之留』(請求番号179/189)巻二所収元禄一五年十一月、三奉行・大目付への口上。
- (20) 貞享元年三月のものは『御当家令条』五五七、同三年四月改訂のものは同五五八のほか『御触書寛保集成』九五〇にも採録され、同五年五月の追加も両書にみえる。貞享期を通じて整備、三年四月一応完成とみることができよう。林由紀子「服忌書の成立と系統—江戸時代法源史の一斑」(『法制史研究』17・法制史学会・一九六七)は、服忌令が幕藩関係において果す役割の大きさを示唆する。
- (21) 綱吉政権期の酒造制限令全般については藤井醸治「幕藩制前期の幕令—酒造制限令を素材に—」(『日本史研究』一七〇)の考証にもふくまれるが、それが飲酒取締りと関係する面は注意を要しよう。この点は野間前掲書三一九頁の指摘がある。なお内閣文庫蔵『仰出之留』巻一所収元禄一〇年七月二六日付覚に「異国江酒造候儀吟味之上前より多渡可然候事」また同日付長崎奉行への覚に「唐船阿蘭陀江前より酒多売渡候様ニ可被致候事」とあるのも、『御触書寛保集成』一九六五号寛文八年三月、「異国え不被遣」品のうちに、「船中少充不苦候」とはしながら酒があることと対比して注目される。酒造制限と飲酒制限とは必ずしも平行しないわけである。註例も参照。
- (22) 『正宝事録』九六(承応二年)・二二八(明暦元年)一三〇・一四五(以上同二年)三九〇(寛文五年)五二六(延宝元年)等を経て、天和元年(二月(六二九)同三年(二月(六七五)同四年正月(六七六)あたりで格段に強化される。
- (23) 『日本財政経済史料』三卷二〇八—頁。なお大石慎三郎「享保改革の経済政策」(御茶の水書房・一九六一)第六章第一節参照。なお註(9)参照。
- (24) 『続々群書類従第七』所収。弘化乙巳陽月の序文を付する本である。

- ④ 『寛政重修諸家譜』新訂版で(巻教一頁教)を記せばつぎの通りである。
御鷹席を理由にあげるもの。天野忠雄(一四一九七)(ただし二年九月とする)。比留正重(一七一六七)多喜資仁(七一四八)
御鷹滅を理由にあげるもの。小栗正利(八一三六七)小栗正重(八一三六六)小栗某源五左衛門(八一三七〇)間宮元平(七一二五五)間宮景盛(七一二五七)間宮信勝(七一七三三)戸田勝房(二四一三五二)戸田正矩(一四一三六三)野辺正及(一〇一三六)
理由を記さぬがこのとき他に転じたもの。戸田忠之(一四一三五四)神谷直勝(一六一三三六)山中義久(一六一八)沢実武(七一四三)沢正宣(七一四五)越智吉重(七一四七)他にもまだあるだろう。
④ 尾張藩については『豊前中記』元禄六年九月二七日条に「頃日」として記され、『名古屋遊書統編9』、『地方古義』(『同遊書統編3』)に「木曾御旗鷹相止候は元禄六西十二月」とするのも符合する。加賀藩については『加賀藩史料』元禄六年十月三日条所掲史料による。
④ 『越谷市史三史料一』(越谷市役所・一九七三)三三四号。
④ たとえば元禄七年十二月二日条。なお『徳川実紀』によれば宝永三年九月二日条にも禁裏仙洞へ鶴猷の記事があつて、「ただし今年より鷹の鶴をばとどめらる」とするが、宝永四年八月二七日、九月二日・五日・十一日の各条にもひきつづき鶴や鴻を進める記事がある。あるいは特定藩からの献物を送ったものであろうか。
④ 『越谷市史三史料一』にも同年同月付のこの触の謝書が収められている(三三五号)。
④ 『寛政重修諸家譜』一七一六比留正房、一七一二五井口宗貞、七一四一沢実重、七一四四沢奉実、七一五二尾関某甚左衛門。他にもあるだろう。
④ 註(6)の野間前掲書によると『懲教類典』所収のこと。尾張藩で九月一三日(『新編一宮市史資料編七』五九)、加賀藩で八月付(金沢市
立図書館加能越文庫所蔵『江戸表開合番類』巻三所収)にこの趣旨が触れられる。総じて生類憐み政策反対の声の高まりも、とくにこれ以後にいちじるしいであろう(林前掲書大館前掲論文参照)。
④ 児玉幸多・大石慎三郎編『近世農政史料集一』(吉川弘文館・一九六六)九八号
④ 『会津藩家世実紀第一巻』(吉川弘文館・一九七五)
④ 『西鶴織留』二一に、鉄炮的を細工した子に、親仁が「売の遣き物也」とするのは、鉄砲改め策の影響にちがいないが、その程度のつながり方である。
④ 日本古典文学大系『仮名草子集』所収。その三〇六頁以下。
④ 松田修『日本近世文学の成立』(法政大学出版局・一九七二年)第二部第二章・第三部第一章。原発表は一九六三年以前。
④ 以下西鶴本は『定本西鶴全集』によることをめざしたが、一部『日本古典文学大系』『岩波文庫』および『日本古典全集』によったところがある。本稿の論旨には、諸刊本の差はかかわらないかと考える。また以下の刊年は、野間前掲書により、問題になる貞享四十五年は月まで記した。
④ 野間前掲書によると貞享三年十一月述作、四年正月刊行と推定される。
④ ここに列挙されているような行動の禁止を強化するのが生類憐み政策の趣旨であったかもしれない。捨子禁令の強化など。もしかすると「工て置捨の買物」が、これらとならべられるすがたが、註④の質地規程と生類憐み政策とを整合的に理解する道をひらくヒントになるのかもしれない。
④ 『日本永代蔵』が教訓書を標榜しながら、この種のはなしが少なからぬことの注意は岩波文庫版での東明雅氏の解説に指摘される(一九五六)。
④ 註(4)の拙稿。原典は幕府のばあい『御仕置裁許帳』六六八―六七二

号。

- (62) 日本古典文学大系『西鶴集下』の野間光辰氏執筆の解説に陣崎康隆氏の日本近世文学会での提唱として紹介される(一九六〇)。
- (63) 高尾一彦『近世の庶民文化』(岩波・一九六八)第二章西鶴論三三頁以下。
- (64) 註(6)におなじ。陣崎氏は『西鶴研究一』所収とのことだが未見。
- (65) 註(6)におなじ。その一九七頁。
- (66) 以下、というより本稿全体にとってともいえるが、やや似た意図の先行研究に、「巨視的に眺めての西鶴文学における政治の投影」を検討した宗政五十緒「西鶴文学の政治的背景」(『解釈と鑑賞別冊講座日本文学西鶴上』至文堂・一九七八)がある。西鶴の生涯を政治・文化の面から五期に分けて、武治主義・禁欲主義・享楽主義・嚴格主義・文治主義と名づけ、たとえば教訓・教誡の草子への移行を、文治主義政治の反映とみる。本稿ではむしろ教訓がたとえば享楽をすすめるか、禁欲をすすめるかといった観点、あるいは型式が教訓書であろうとなかろうと読者のどのような感覚にマッチする作品かという観点をとることをめざしている。
- (67) たとえばルイス・フロイス『日本史』は一六世紀の堺で左様な捨子の例を記している(『堺市史第四巻』三二〇頁所引による)。「御仕置裁許帳」一九六号は貞享四年三月犬に食われた捨子の実例を示す。
- (68) 『武家義理物語』五―二の例は戦場逃亡中の妻女が二児の内一児を捨てるという場で、一般の捨子の例に入らぬと判断している。
- (69) 『定本西鶴全集一』の野間光辰氏の解説。
- (60) 正宗白鳥がこの話に脱帽し、「好色一代男」等にあまり興を抱かないかの文をかいている(『日本古典全集西鶴全集九』解説所収)のは、たいへん興味深い。
- (61) 赤穂浪士が、当代また後代にファンを得たこと、またたとえば森鷗外の『阿部一族』や『堺事件』のもつ魅力を想起したい。

(62) 松田前掲書第三部第二章。原発表は一九五八年。

(63) 岩波文庫『武家義理物語』の前田金五郎氏・横山重氏の解説(一九六六)。なお引用文は同書の序文。

後記

本稿は、文中所掲の拙稿と一連のものであるが、なおこの執筆後に「幕藩関係における生類憐み政策」の小文を書いた。徳川林政史研究所「研究紀要」昭和五十四年度所収予定。あわせて御叱正をいただければ幸いである。本稿は、生類憐み政策を主題とするといいながら、西鶴本にも大胆な発言をしてみました。牛に汗するということもおろかな西鶴研究文献のうち、九牛の一毛を目にしただけでの僭越さは、重々承知の上ながら、小稿を半年をお迎えの東教授へのささやかなレポートとしたい。日ごろ教授の御教示をうけることを得なかつたのはそれに値いするものを書けなかつた筆者の怠慢の故であり、せめて本稿がその御叱正に値いすることをねがい、恐る恐るの執筆。教授幸いに益々御壮健に、牛歩の後学を叱咤あらんことをねがい、牛のよだれの如き後記の筆をおく。庚申正月校正にあたって。